学校感染症と出席停止の基準

分類		病名	出席停止の基準		
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コン		治癒するまで		
	ゴ出	出血熱・痘そう、南米出血熱、			
	ペフ	スト、マールブルク病、ラッ			
	サ素	ぬ、ジフテリア、重症急性呼			
	吸器	器症候群(SARS)、急性灰			
	白骸	植炎 (ポリオ)、鳥インフルエ			
	ンザ (H5N1) など				
第2種	インフルエンザ		発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで		
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤によ		
			る治療が終了するまで		
	麻しん (はしか)		解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくか		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日間を経		
	ぜ)		過し、かつ全身症状が良好となるまで		
	風しん		発疹が消失するまで		
	水痘 (みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱		主要症状が消失した後2日を経過するまで		
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第3種	コレラ		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	細菌性赤痢		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	腸管出血性大腸菌感染症		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	腸チフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	パラチフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	流行性角結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校可能		
	そ	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要		
	0	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒		
	他		期は全身症状が改善すれば登校可		
	0	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身症状が良ければ登校可能		
	感	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒		
	染		期は全身症状が改善すれば登校可		
	症	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可能		
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能		
		下痢症)			
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)		
		伝染性軟属腫 (水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能 (プール、入浴は避ける)		